

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 8 件

北海道国民年金 事案 1715

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から同年7月まで

私の国民年金手帳記号番号は、私の夫及び夫の妹と連番で払い出されている上、申立期間の夫とその妹の保険料は納付されている記録になっている。当時、夫の父親は会社を経営しており、厚生年金保険の適用事業所になる昭和38年8月1日までの国民年金保険料は、会社で納付していたと思われるので、私だけ保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で払い出されており、その夫の国民年金保険料は、申立期間を含め、国民年金制度が発足した昭和36年4月から38年7月までの期間すべて納付されている上、申立人の夫の弟夫婦及び夫の妹についても申立人の夫と同様に保険料が納付されている記録になっていることから、申立人のみ申立期間の保険料が未納になっていることは不自然である。

また、申立人の夫の父親が経営していた会社は、昭和38年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、国民年金制度発足時から当該事業所に在籍していたと思われる従業員の国民年金手帳記号番号は、申立人とほぼ連番で払い出されており、国民年金保険料は、申立人の夫と同様にすべて納付されていることが確認できることから、申立人が主張するとおり会社で保険料を納付していた可能性がうかがえる。

さらに、当該会社は、昭和43年10月に国民年金事業の普及推進協力企業として表彰されていることから、国民年金制度に係る意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの期間、47年2月、同年3月及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、以前に勤めていた会社の社長の両親から国民年金への加入を勧められていたので、結婚直後の昭和49年4月ごろにA市B区役所に相談に行き、夫婦で国民年金に加入した。

その際に、20歳までさかのぼって納付できると聞き、国民年金保険料を銀行振込で納付したはずである。

この度、未納とされている申立期間の領収証書の一部が出てきたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料について、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)によると、「附則18条 46.2～46.12まで9,900円(49.5.25)」の記録があることから、当該期間の保険料は、第2回特例納付(昭和49年1月から50年12月まで実施)により納付されていたことが認められる。

2 申立期間①のうち、昭和47年1月から同年3月までについて、申立人の特殊台帳によると、「附則18条 47.1～47.2 1,350円(49.5.25不足450円)」の記録があるが、オンライン記録では、当該期間は未納期間となっていたところ、申立人が所持する領収証書により当該期間の国民年金保険料が49年5月25日に納付されていたことが確認できたことから、年金事務所では、当該保険料は時効により納付できないため還付されるべき保険料となる

が、特例納付期間であったので、このうち 47 年 1 月を納付期間として記録の訂正を行い、差額の保険料 450 円を平成 22 年 3 月 5 日に還付処理した結果、昭和 47 年 2 月及び同年 3 月は未納期間のままとされた。

しかしながら、申立人から領収証書の提示があつて初めてその一部を納付記録とし、国民年金保険料納付から 35 年後に保険料の還付処理が行われていることは、行政の記録管理が適切に行われていなかったことが明らかで、長期間国庫歳入金として扱われてきた当該保険料の納付を認めないことは信義則に反することから、申立人は当該期間の保険料を納付していたものと認められる。

ただし、当該期間のうち、昭和 47 年 1 月については、既に年金事務所によって国民年金保険料を納付済みとして記録の訂正が行われているので、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

- 3 申立期間②については、国民年金の加入手続時点では、保険料の過年度納付が可能な期間であり、20 歳までさかのぼって納付したとする申立内容に不自然さはなく、申立人に係る申立期間①の記録管理に過誤が見られることから、申立期間②の記録管理にも過誤があつた可能性がうかがわれる。

また、申立期間②は、過年度納付として昭和 50 年 7 月までに納付しなければならないが、当該期間より納付期限が遅い上、1 か月当たりの国民年金保険料が高い 46 年 2 月から同年 12 月までの特例納付を 49 年 5 月に行っていることが確認できることから、申立人は、申立期間②の保険料について納付していたものと推認される。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 12 月までの期間、47 年 2 月、同年 3 月及び 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年3月まで

私は、昭和37年2月ごろ、当時住み込みで働いていたA商店を訪問していた40歳前後の女性の集金人に国民年金への加入を勧められ、その場で手続をしたかどうかは覚えていないが、その女性に言われたとおりに3か月分の国民年金保険料300円を手渡した。領収証はもらっていないが間違いなく納付しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の3か月を除く60歳に達する前月までの国民年金加入期間において保険料の未納期間が無く、その保険料をすべて現年度で納付しているほか、付加保険料の納付や前納による納付も行っており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が当時納付したとする金額は、当時の国民年金保険料額と一致するほか、申立人が20歳に達する1か月前の昭和*年*月*日に国民年金手帳が発行されていることから、集金人が訪問したとする37年2月ごろには保険料の納付が可能であったものと考えられ、申立人は、保険料の納付に至る状況及び保険料の納付場所等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人が居住していた地域では、申立期間当時、納付組織による国民年金保険料の戸別徴収が行われており、集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1718

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで

私は、昭和36年4月にA市で国民年金に加入して保険料を納付していたが、同市に居住していた38年4月から同年7月までの期間及び夫の転勤でB市C区に居住していた同年8月から41年3月までの期間の国民年金保険料が未納になっている。

A市では、集金人が集金に来てくれており、B市では長男が小学校に入学する時期で、通っていた小学校の近くのC区役所D出張所で納付していた。この3年間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付について、申立期間のうち、A市に居住していた期間については、昭和36年4月に任意加入した当初から引き続き変わりなく集金人に納付していたこと、その後のB市C区においては、納付を行っていたC区役所D出張所の近くには、子供が通っていた小学校があったこと、また、同出張所までの道筋をはっきりと記憶しているほか、納付の際、国民年金手帳に押印してもらっていたと述べているなど保険料の納付に関する記憶が具体的である。

また、申立期間当時における夫婦の経済状況に大きな変化は見られない上、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に任意加入し、申立期間の直前までの保険料を納付しているほか、申立期間の直後においても、10年以上未納は無く保険料を納付していることから、申立人は、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）の住所変更及び管轄社会保険事務所

(当時)の移管記録の表示により、申立人は、住所を変更するたびに国民年金の住所変更を適切に行っていたものと推認できるところ、国民年金保険料の納付意識が高かった申立人が、住所変更まで適切に行っていながら、申立期間中一度も保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、上述の特殊台帳から、申立人の氏名が誤っていたなど、行政機関の国民年金に係る記録管理に不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から49年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私は、昭和47年12月に婚姻した後、A市B区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、加入後は、私が夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、夫婦二人の国民年金保険料を定期的に一緒に納付していたと述べているところ、申立人及びその夫は、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録により、昭和49年4月以降、申立期間②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みであり、保険料の納付月が確認できる60年4月から、申立人の夫が60歳に到達する前月の平成16年*月までの保険料については、毎月、同一月に納付されていることが確認できるなど、申立人及びその夫の保険料の納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立期間②の前後の期間を通じて、申立人及びその夫の生活・経済状況に大きな変化は見られず、保険料を納付できなかった事情も見当たらない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和47年12月の婚姻後にその夫の母親に勧められてA市B区役所で国民年金の加入手続をしたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号管理簿（払出簿）により、夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の前後の年金手帳記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得状況によ

り、48年4月ごろに払い出されたものと推認でき、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、この時点で厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年1月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられるが、申立人は加入手続及び年金手帳の交付に係る記憶が定かでなく、申立人に国民年金への加入を勧めたとするその夫の母親も既に死亡しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料について、毎月、夫婦二人の保険料を一緒に納付していたと述べているが、納付場所及び納付方法の記憶が定かでなく、当時の保険料の納付状況が不明である上、特殊台帳及びオンライン記録により、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料が未納であることが確認できるほか、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付したこと、及び保険料をまとめて納付したことはないと述べている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から49年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私の妻は、昭和47年12月に婚姻した後、A市B区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をしてくれ、加入後は、妻が夫婦二人の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の妻は、夫婦二人の国民年金保険料を定期的と一緒に納付していたと述べているところ、申立人及びその妻は、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録により、昭和49年4月以降、申立期間②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みであり、保険料の納付月が確認できる60年4月から、申立人が60歳に到達する前月の平成16年*月までの保険料については、毎月、同一月に納付されていることが確認できるなど、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立期間②の前後の期間を通じて、申立人及びその妻の生活・経済状況に大きな変化は見られず、保険料を納付できなかった事情も見当たらない。

一方、申立期間①について、申立人の妻は、昭和47年12月の婚姻後に申立人の母親に勧められてA市B区役所で国民年金の加入手続をしたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号管理簿（払出簿）により、夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の前後の年金手帳記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得状況により、48年4月ごろに払い出されたものと推認でき、別の年金手帳記号番号

が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、この時点で厚生年金保険被保険者資格を喪失した44年4月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられるが、申立人の妻は加入手続及び年金手帳の交付に係る記憶が定かでなく、申立人の妻に国民年金への加入を勧めたとする申立人の母親は既に死亡しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人の妻は、申立期間①に係る国民年金保険料について、毎月、夫婦二人の保険料を一緒に納付していたと述べているが、納付場所及び納付方法の記憶が定かでなく、当時の保険料の納付状況が不明である上、特殊台帳及びオンライン記録により、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も当該期間の保険料が未納であることが確認できるほか、その妻は、過去の保険料をさかのぼって納付したこと、及び保険料をまとめて納付したことはないとしている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月1日から49年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を47年12月1日、同資格喪失日に係る記録を49年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額を47年12月から48年7月までは4万5,000円、同年8月から49年2月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から49年3月1日まで

申立期間については、A社でC職員として勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、申立人が保管するA社の同僚と共に写っている写真、複数の同僚の供述及び申立人の上司が保管する職員名簿（以下「職員名簿」という。）に申立人の名前が記載されていることから判断すると、申立期間中に申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者14人（申立人が名前を挙げた同僚7人を含む。）に照会したところ、回答のあった11人のうち2人が、「厚生年金保険は全員加入であった。」と供述しており、職員名簿に記載されている者は、申立人を除く全員に厚生年金保険被保険者記録が存在する。

さらに、申立人及び複数の同僚が、「申立期間当時、50人から60人ぐらい勤務していた。」と述べているところ、被保険者名簿及びオンライン記録によ

ると、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険被保険者数は 51 人から 60 人で推移していることが確認できるとともに、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人の前任者には厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、社会保険事務を担当していたという同僚が、「健康保険組合の名簿に申立人の名前があり、被保険者期間は昭和 47 年 12 月から 49 年 2 月までである。」と述べており、職員名簿における申立人の在職期間も 47 年 12 月から 49 年 2 月までであることが確認できるところ、他の同僚の職員名簿に記載された在職期間と被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者期間はほぼ一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 47 年 12 月 1 日から 49 年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立人と同じく C 職員であった同僚の社会保険事務所（当時）の記録から昭和 47 年 12 月から 48 年 7 月までは 4 万 5,000 円、同年 8 月から 49 年 2 月までは 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の同資格の喪失届が提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 12 月から 49 年 2 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 47 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、上述のとおり当該事業所では職員名簿の在職期間と厚生年金保険被保険者期間がほぼ一致することが確認できるところ、職員名簿には当該期間における申立人の在職期間の記載は無い。

また、前述の回答のあった 11 人のうち 1 人の同僚が、「申立人は、私が勤務を始めた時、既に勤務していたと思う。」と述べており、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日はオンライン記録によると、昭和 47 年 7 月 1 日であることが確認できるところ、同じく回答のあった他の 3 人の同僚（申立人の前任者を含む。）は、それぞれ自身の記憶する勤務を始めた日から 3 か月から 5 か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できることを踏まえると、申立期間当時、事業主は従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A社（B社に合併）に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社における資格喪失日及びB社C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年10月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月31日から26年8月20日まで

A社には、昭和24年5月1日から27年4月1日まで途切れることなく勤務していた。同社は、B社と合併したが、何も変わることなくずっとD業務の仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、A社において昭和24年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年3月31日に同資格を喪失後、26年8月20日に同社において再度同資格を取得しており、25年3月から26年7月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の者が、「申立人は、申立期間中も勤務していた。」と述べていること、ii) 商業登記簿謄本によると、A社は、昭和26年8月23日にB社と合併したことが確認できるところ、被保険者名簿により、23年9月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「私は、合併後はE市にあった本社で勤務したが、それまではC市で申立人と一緒にD業務の仕事をしていた。」と述べていること、iii) 前述の同僚のうち両社に継続して勤務したとする一人（厚生年金保険被保

険者資格取得日は昭和 25 年 6 月 10 日) は、「私が A 社に勤務していた期間については、申立人も勤務しており、合併の前後も何も変わることなく一緒に D 業務の仕事をしていた。」と述べている上、同人の両社に係る厚生年金保険の被保険者期間は継続していることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間において、A 社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 26 年 8 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるが、A 社に係る被保険者名簿には当該記録は記載されておらず、合併後の事業所である B 社 C 支店に係る被保険者名簿において、同年 10 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、B 社 C 支店の被保険者期間は、同年 8 月 20 日から 27 年 4 月 1 日まで継続して A 社に係る同保険の被保険者期間として記載されていること、この記録は、B 社 C 支店に係る被保険者名簿の 26 年 10 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得している記録と異なる記録であることから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録管理には不備がみられる。

また、被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和 25 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる複数の者について、同資格喪失日の訂正が行われた形跡がある上、そのうち数名については同年 6 月の月額変更の記載があり、これらの者の厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録を確認したところ、同保険の被保険者期間が被保険者名簿と一致していない者が存在する。

さらに、被保険者名簿によると、A 社は、昭和 26 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが記載されているものの、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の者について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日より後の日付となっていることを踏まえると、同社に係る社会保険事務所の記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日及び合併後の事業所である B 社 C 支店における同資格取得日を昭和 26 年 10 月 1 日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における昭和 25 年 2 月及び 26 年 8 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を、平成17年7月31日は50万円、同年12月16日は62万円、18年3月1日は9万円、同年7月31日は58万円、同年12月15日は58万円、19年3月1日は9万円、同年3月30日は22万円、同年8月3日は36万円、同年12月15日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年3月1日
④ 平成18年7月31日
⑤ 平成18年12月15日
⑥ 平成19年3月1日
⑦ 平成19年3月30日
⑧ 平成19年8月3日
⑨ 平成19年12月15日
⑩ 平成20年3月31日

各申立期間はA社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、同保険の加入記録が無い。

当時の給与明細書を保管しているので、各申立期間について標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の違いについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標

準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

- 2 申立期間①については、A社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、平成17年7月31日に賞与（50万円）の支払いを受け、当該賞与額に基づく標準賞与額（50万円）に見合う厚生年金保険料（3万4,835円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、平成17年12月16日に賞与（70万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料（4万4,292円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②の厚生年金保険料控除額（4万4,292円）については、当該賞与額に基づく標準賞与額（70万円）に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の71.44）を乗じて求められる金額（5万8円）より低額であることから、当該厚生年金保険料控除額（4万4,292円）に見合う標準賞与額も、当該賞与額に見合う標準賞与額より低額の62万円となっている。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、賞与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、平成18年3月1日に賞与（9万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料（7,001円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間③の厚生年金保険料控除額（7,001円）については、当該賞与額に基づく標準賞与額（9万円）に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の71.44）を乗じて求められる金額（6,430円）より高額であることから、当該厚生年金保険料控除額（7,001円）に見合う標準賞与額も、当該賞与額に見合う標準賞与額より高額の9万8,000円となっている。

したがって、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、賞与明細書に記載された賞与額から、9万円とすることが妥当である。

- 5 申立期間④については、当該事業所が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、平成18年7月31日に賞与（58万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料（4万2,149円）を事業主により賞与から控除

されていたことが認められる。

一方、申立期間④の厚生年金保険料控除額（4万2,149円）については、当該賞与額に基づく標準賞与額（58万円）に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の71.44）を乗じて求められる金額（4万1,435円）より高額であることから、当該厚生年金保険料控除額（4万2,149円）に見合う標準賞与額も、当該賞与額に見合う標準賞与額より高額の59万円となっている。

したがって、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された賞与額から、58万円とすることが妥当である。

6 申立期間⑤については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、平成18年12月15日に賞与（58万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料（4万3,194円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間⑤の厚生年金保険料控除額（4万3,194円）については、当該賞与額に基づく標準賞与額（58万円）に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の73.21）を乗じて求められる金額（4万2,462円）より高額であることから、当該厚生年金保険料控除額（4万3,194円）に見合う標準賞与額も、当該賞与額に見合う標準賞与額より高額の59万円となっている。

したがって、申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額については、賞与明細書に記載された賞与額から、58万円とすることが妥当である。

7 申立期間⑥については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、平成19年3月1日に賞与（9万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料（7,174円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間⑥の厚生年金保険料控除額（7,174円）については、当該賞与額に基づく標準賞与額（9万円）に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の73.21）を乗じて求められる金額（6,589円）より高額であることから、当該厚生年金保険料控除額（7,174円）に見合う標準賞与額も、当該賞与額に見合う標準賞与額より高額の9万8,000円となっている。

したがって、申立人の申立期間⑥に係る標準賞与額については、賞与明細書に記載された賞与額から、9万円とすることが妥当である。

8 申立期間⑦については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、平成19年3月30日に賞与（23万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料（1万6,106円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間⑦の厚生年金保険料控除額（1万6,106円）については、当該賞与額に基づく標準賞与額（23万円）に当時の被保険者負担厚生年金

保険料率（1,000分の73.21）を乗じて求められる金額（1万6,838円）より低額であることから、当該厚生年金保険料控除額（1万6,106円）に見合う標準賞与額も、当該賞与額に見合う標準賞与額より低額の22万円となっている。

したがって、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額については、賞与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

- 9 申立期間⑧については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、平成19年8月3日に賞与（36万4,000円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料（2万6,355円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間⑧の厚生年金保険料控除額（2万6,355円）については、当該賞与額に基づく標準賞与額（36万4,000円）に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の73.21）を乗じて求められる金額（2万6,648円）より低額であることから、当該厚生年金保険料控除額（2万6,355円）に見合う標準賞与額も、当該賞与額に見合う標準賞与額より低額の36万円となっている。

したがって、申立人の申立期間⑧に係る標準賞与額については、賞与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

- 10 申立期間⑨については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、平成19年12月15日に賞与（48万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料（3万7,487円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間⑨の厚生年金保険料控除額（3万7,487円）については、当該賞与額に基づく標準賞与額（48万円）に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の74.98）を乗じて求められる金額（3万5,990円）より高額であることから、当該厚生年金保険料控除額（3万7,487円）に見合う標準賞与額も、当該賞与額に見合う標準賞与額より高額の50万円となっている。

したがって、申立人の申立期間⑨に係る標準賞与額については、賞与明細書に記載された賞与額から、48万円とすることが妥当である。

- 11 申立人の申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと、及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る各申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を

履行していないと認められる。

- 12 申立期間⑩については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人が平成20年3月31日に賞与（9万円）の支払いを受けたことは認められるものの、当該賞与明細書における厚生年金保険料控除額欄は空欄となっており、同保険料が当該賞与から控除されていないことが確認できることから、申立人が申立期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1721

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年3月まで

私の国民年金については、私が20歳の時に、当時大学生であった私に代わってA町に住んでいた私の父親が申立期間に係る加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれていたと、当時、父親から聞いていた。

私が25歳になった時に私の父親から、これから先の国民年金保険料は自分で納めるように言われたので、B市役所に行き、保険料の納付手続を行った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、申立人の父親が行ってくれたとしているが、その父親から申立期間の納付状況等について聴取できない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、申立期間当時の具体的な状況は不明である。

また、申立人が申立期間に居住していたC市D区、B市及び申立人の父親が居住していたA町において、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す国民年金被保険者名簿が見当たらない上、このほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により昭和50年7月ごろにB市で払い出されたものと推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は、第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実

施) 及び過年度納付により納付が可能であったが、申立人は同市において^{さかのぼ}遡って保険料を納付した記憶がない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から61年3月まで

私は、市役所に勤務する私の弟から国民年金に加入するよう勧められ、昭和52年5月ごろ、A市B区役所に行き、国民年金の加入手続をした。その時、付加年金に加入したいと話すと、係の人に「400円高くなるがよいか。」と聞かれ、承諾して付加年金にも加入したはずである。

申立期間が国民年金の付加年金に未加入で付加保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入手続を行った際に、同時に付加年金にも加入したと述べているが、A市によると、付加年金に加入した場合は、その旨を年金手帳に記載するとしており、申立人が申立期間当時から所持する年金手帳にその記載が無いことから、申立期間について、申立人は付加年金に未加入であったものと推認される。

また、申立人は、送付された国民年金保険料納付書のとおり保険料を納付したとしているところ、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、定額保険料の納付は認められるが付加年金加入・脱退の記録が無いことから、申立人に送付された納付書には付加保険料の金額が含まれていたものとは考え難い。

さらに、申立期間は107か月間と長期間であり、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに、申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月から18年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から18年8月まで

私は、60歳までの期間に国民年金保険料の未納期間があったため、私の夫が、A社会保険事務所(当時)で私の高齢任意加入の手続を行い、申立期間の保険料を納付書により納付してくれていた。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は申立期間の国民年金への高齢任意加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫は、既に死亡しているため国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申立人が主張するB銀行C支店は、平成18年3月22日に新設されているため、申立期間の大部分は当該金融機関で納付できない上、13年8月まで申立人の保険料の口座振替処理を行っていた金融機関で口座振替が継続されていないことは不自然であり、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1724

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から63年4月まで

私は、昭和59年7月に勤務していた会社を退職した後に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その保険料は、ほとんどの期間について同区役所の窓口で定期的に納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年7月又は同年8月ごろに国民年金に加入し、保険料を納付したと主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が具体的でない上、保険料額等も覚えておらず、i) オンライン記録により、申立期間の国民年金の加入記録は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降に整備された記録であることが確認できること、ii) 申立人が居住するA市には、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者名簿が存在しないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は46か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年3月まで

私が昭和43年12月に会社を退職した後、私の母親が私の国民年金の加入手続をし、私と私の兄の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたはずであり、申立期間における兄の保険料が納付済みであるのに、私だけが国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月に会社を退職した後、その母親がA市B区C出張所で申立人の国民年金の加入手続をし、申立人とその兄の国民年金保険料を一緒に納付してくれたと述べているところ、申立人の母親は既に死亡している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が唯一所持する国民年金手帳は、昭和45年4月16日に発行されたものであることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、この時に申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の同年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できるとともに、この資格記録は、申立人が所持する国民年金手帳、A市B区の年度別納付状況リスト(国民年金被保険者名簿)及びオンライン記録共に一致していることから、申立期間については、申立人が国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄は、その母親が申立人の国民年金の加入手続をし、兄弟二人の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと思うと供述するだけで、

申立人の加入手続及び保険料納付の記憶がない上、申立人とその兄の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録により、納付年月日が確認できる昭和45年度の保険料の納付状況をみると、4月から6月までの保険料及び7月から9月までの保険料は同一日に納付されていることが確認できるが、10月から12月までの保険料はそれぞれ異なる日に納付されており、翌年1月から3月までの保険料については、申立人が納付済みとなっている一方、申立人の兄は未納となっていることが確認できるなど、申立人の母親が申立人とその兄の保険料を一緒に納付していたものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1726

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から58年3月まで

私が大学生であった20歳当時、実家の私の母親がA町B支所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていたはずなので、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家があるA町から住民登録を異動しないまま、県外の大学に在学していたが、在学中の20歳到達時に、申立人の母親が同町B支所で申立人の国民年金の加入手続（任意）をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の年金手帳記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得状況により、昭和60年2月ごろに払い出されたものと推認でき、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われ、強制加入被保険者の適用となる大学卒業時点の58年4月1日（平成7年3月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和58年8月21日に変更処理されている。）にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できるとともに、この資格記録は、申立人が唯一所持する年金手帳、A町が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録共に一致していることから、申立期間については、申立人が国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親は、夫婦二人分の国民年金保険料と併せて申立人の保険料と一緒に納付したと述べるだけで、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の記憶が定かでなく、当時の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 9 日から平成 9 年 3 月 25 日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が記憶している給与額に比べ低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時支給された給与額に比べ低く記録されているので訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成9年3月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により12年2月29日に解散していることが確認でき、当時の事業主及び経理担当者はいずれも所在が不明のため、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録及び支給台帳により、申立人は、A社を平成9年3月25日付けで退職し、離職時の賃金日額は1万961円であったことが確認できる。この賃金日額を基に退職前6か月（平成8年10月から9年3月まで）の支給月額を算出してみると、月額約32万8,000円で、その額に見合う標準報酬月額は32万円となるが、この額は、オンライン記録における退職当時（平成8年10月定時決定）の申立人の標準報酬月額（32万円）と一致していることが確認できる。さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる二人に照会したところ、「申立期間当時、社会保険事務手続は社会保険労務士が行っていたので、給与額に見合った標準報酬月額の届出をしていたと思う。」

と述べており、そのうちの一人から提供された申立期間の一部（昭和 58 年度から平成 5 年度まで）に係る源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載されている額は、オンライン記録にある厚生年金保険の標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とおおむね合致しているか又はそれより低額であることが確認できる。また、前述の同僚二人は、「申立期間の一部（昭和 61 年から平成元年までの期間）において申立人と同じ職種であった者は、申立人以外に 3 人（照会した二人を含む。）いた。」旨の供述をしているところ、オンライン記録により、これら同僚 3 人と申立人の計 4 人に係る当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、当該期間において申立人の標準報酬月額が 3 人の同僚の標準報酬月額に比べ特に低額であるという状況は見当たらない。

加えて、当該事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票（申立期間のうち昭和 50 年 1 月 9 日から 62 年 10 月 1 日までの期間の記録が記載されているもの）は、標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無く、オンライン記録とも一致していることから、申立人に係る標準報酬月額の記録に不自然さはいかたがえない。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料の控除が行われていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、これをうかがわせる供述も得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月2日から30年5月11日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については、昭和31年4月12日に脱退手当金が支給されているとの回答であった。脱退手当金を請求したことも受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和31年4月12日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 3 月 9 日まで
② 昭和 45 年 8 月 19 日から 47 年 1 月 23 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、申立期間①の前にある厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間①及び②については受給していないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①の前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶はあるが、その後の申立期間①及び②については脱退手当金を受給していない。」としているところ、申立期間①の前の期間、申立期間①及び②の三つの被保険者期間については、厚生年金保険被保険者記号番号が同一番号で管理されている上、申立期間②に係る事業所の次に勤めた会社において新たな厚生年金保険被保険者記号番号が付与されていることから、申立期間②に係る事業所で被保険者資格を喪失した後に、それまでのすべての被保険者期間について脱退手当金を請求したものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2685 (事案 533 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 8 日から 49 年 7 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答があった。このため、第三者委員会に申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、認められないと通知された。

今回、A社(現在は、B社)を退職した当時、同社C営業所でD業務を担当していた同僚二人の名前を思い出したので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所における厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和49年10月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人は事業所を退職した際の手続や給料の受取などについての記憶が明確ではないなど、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 事業所を退職後、強制加入期間を含め第3号被保険者資格を取得するまでの約12年間において国民年金に加入していないことから、申立人は、申立期間当時、将来の年金に関する意識が高かったとは言えないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たにA社C営業所のD業務担当者二

人の名前を挙げて、これらの者に対する調査を求めているが、当該D業務担当者二人は、「申立人の退職時の詳細な記憶はない。」と供述していることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月ごろから 33 年 5 月ごろまで
② 昭和 33 年 6 月ごろから 38 年 4 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②は、厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答を受けた。

両申立期間について、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、オンライン記録により昭和 49 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡しているため、商業登記簿謄本により役員であったことが確認できる者に照会したところ、「申立期間当時の申立人の在籍を確認できる資料は既に廃棄している。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間①の前後にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 30 人(申立人が名前を挙げた同僚 7 人を含む。)のうち、生存及び所在が確認できた 8 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち申立人を記憶しているとする一人は、「私は昭和 31 年 9 月 1 日から 44 年 9 月 30 日まで勤務していたが、申立人は私より後に入社し、先に退職した。」と述べており、申立人の主張する勤務期間と一致しない。

さらに、前述の同僚は、「当時、厚生年金保険は希望者のみが加入してい

た。」と述べており、商業登記簿謄本により、当該事業所の設立時（昭和 27 年 4 月 13 日）に取締役就任したことが確認できる 4 人の厚生年金保険の加入記録をみると、当該事業所が同保険の適用事業所となった日（昭和 27 年 1 月 1 日）に被保険者資格を取得している者は二人であり、代表取締役及び他の一人は、昭和 29 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることから判断すると、当時、厚生年金保険の加入については、それぞれ異なる取扱いを行っていたものと考えられる。

加えて、A社の被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社の当時の事業主に照会したところ、「申立人を昭和 33 年 6 月ごろから 38 年 4 月ごろまで、雇用していた。」と回答していることなどから判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人は申立期間②において同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は昭和 41 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業主は、「申立人の申立期間②に係る貸金台帳や人事記録等の資料は残されていない。」と供述していることから、申立期間②における申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された 8 人に照会したところ、そのうち 5 人から回答が得られたが、これらの者のうち申立人を記憶している二人はいずれも「申立人と一緒に勤務したことはない。」と述べている上、「昭和 37 年又は 38 年の 4 月ごろから 41 年 9 月末まで勤務した。」とする一人は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 41 年 8 月 20 日）と同日であることがオンライン記録により確認でき、それ以前の勤務期間について、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人に誘われてB社に入社したが、3か月ほどで辞めたので厚生年金保険に加入することも同保険料の控除もなかった。私が勤務していた時は、申立人は既に退職していたので、申立人とは一緒に勤務していない。」と述べていることから、申立人の厚生年金保険料控除の事実を確認できる供述を得ることができない。

その上、B社の被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落した

ものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2687

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月1日から49年1月1日まで

A市に本社があったB社のC支店でD作業の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

アルバイトか正社員かは不明だが、会社が従業員を厚生年金保険に加入させていないとは考えられないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況についてB社に照会したところ、同社では「申立期間当時の人事関係、その他の資料も残っていないため、申立人の勤務形態等については分からない。」と回答しており、これらのことを確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された15人に照会したところ10人から回答が得られ、このうちC支店に勤務したことがあるとする9人のうち8人は、「申立期間当時、申立人と一緒に勤務したかどうかは、分からない。」と述べており、他の一人も「申立人とは、一緒に勤務していない。」と述べていることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人の長男は、「父はD作業の仕事をしていたが、アルバイトであったか正社員であったかは分からない。」と述べているところ、当時、B社C支店においてE作業の仕事をしていたとする一人は、「正社員か否かは不明

であるが、D作業を専門に行っていた者が勤務していた。」と供述しており、申立人の長男と同様の供述を行っているものの、同支店でF業務を担当していたとする者は、「D作業を専門に行う者は勤務していなかった。G作業担当の者は何人かいたが、正社員か否かは分からず、アルバイトやパートであったかも知れない。」と述べている。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は妻とともに国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 34 年 5 月から同年 12 月まで
③ 昭和 35 年 5 月から同年 12 月まで

昭和 32 年から 36 年までの毎年、A社に季節雇用のB作業員として勤務していたが、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が各申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成2年4月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役は既に死亡しているほか、役員であった者はいずれも所在が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚9人のうち1人は、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の3人は生存及び所在が不明であり、別の二人は申立人が姓しか記憶していないことから、個人を特定することができないため、これらの者からも申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

一方、当該同僚9人のうち、生存及び所在が判明した者3人に照会したところ、商業登記簿謄本の記録により、その後当該事業所の代表取締役となったことが確認できる者を含む二人から回答が得られたものの、両人は、いずれも、「当時、C職やD職、E職などの職員は社会保険に加入させていたが、季節雇用者については全員を加入させていたものではなく、社長が自分の一存で加入させるか否かを決めていた。」と供述している上、このうち一人は、「私も勤務していた期間の一部について厚生年金保険の加入記録が確認できないが、この期間に厚生年金保険料が給与から控除されることは無かった。」と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、各申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者13人に照会したところ、回答が得られた6人は、いずれも、自身が記憶する勤務期間の一部において同保険の被保険者であった形跡が無く、このうち一人は、「季節雇用のB作業員として昭和34年及び35年において勤務した。」と供述するところ、昭和34年における同保険の加入記録が確認できず、他の一人は、「F業務担当として昭和32年及び33年において勤務した。」と供述するところ、32年における同保険の加入記録が確認できない上、当該回答者6人から、同保険に加入していない期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該回答者6人のうち2人は、いずれも「社会保険に加入させるか否かは社長の一存で決められていた。」と供述しており、このうち当時の代表取締役の息子であると供述する者は、「私も社会保険に加入していない期間があるが、加入も脱退も父の意向であったと聞いており、季節雇用者であれば加入させていない者もいたと思う。」と供述しているほか、他の一人は、「社長は経費の節減に厳しく、私達もそのために社会保険に加入させてもらえない期間があったのではないか。」と供述している。

その上、各申立期間に係る当該事業所の被保険者名簿においては、いずれも申立人の氏名は無く、一方、各申立期間に係る同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から 40 年 3 月 11 日まで

昭和 30 年 1 月から 40 年 3 月まで A 県 B 町にあった C 社に D 職として勤務していたが、E 共済組合の記録によれば、申立期間については退職一時金を全額受給したことになっている。しかし、退職一時金を受け取ったことはなく、同組合から示された私の退職一時金請求書についても、当時、印鑑を渡した記憶があるものの、私が書いたものではない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する E 共済組合員期間証明書、退職一時金請求書及び退職一時金計算書により、申立期間は、E 共済組合の退職一時金全額支給期間であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険制度及び E 共済組合制度の統合に係る法令に基づき、退職一時金全額支給期間については、厚生年金保険の被保険者であったとみなされる期間から除外されている。

一方、E 共済組合員期間のうち、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）が調査審議の対象とすることができるのは、当該法令に基づき、平成 14 年 4 月に E 共済年金が厚生年金保険に統合された時点で厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされ、社会保険庁長官（現在は、厚生労働大臣）の原簿に記録すべき事項とされた期間であるところ、前述のとおり、申立期間は当該期間から除外された期間であることから、第三者委員会の調査審議の対象とはならない期間であり、当該退職一時金の受給の有無についても調査審議の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。